

## 今後の災害復旧費補助金の事務について

現在、「社会福祉施設等被災状況整理表」の登録をされていると思います。

今後、被災状況が見えてきた時点から、災害復旧事業費補助金の手続きに移行しますが、その事務手続きの留意点などを次のとおりまとめましたので、ご確認をお願いします。

### 1 災害復旧事業対象予定リストの確定について

当課において、既に厚生労働省に送付いただいている「社会福祉施設等被災状況整理表」をもとに、災害復旧事業対象予定リストを作成していくところですが、皆様には、今後、そのリストの確認をお願いしたいと考えております。

(確認をお願いする際はこちらから連絡いたしますが、見込みとしては、10月中に行う予定です。)

### 2 被災状況の写真について

被災施設については、災害査定をまたずに復旧しても差し支えありません

ただし、被災状況の写真は、今後、災害復旧事業の実地調査（査定）において、被害状況を説明いただく際の重要な資料となりますので、当該被災部分について、下記を事例を参考に念入りに撮影、記録をしておいて下さい。

(例1) 被災箇所を多面的に撮影する、その長さ、広さがわかるよう、物差しを被災箇所に並べて撮影するなどで、被害内容・規模を明確にする。

(例2) ガラスが100枚割れていれば、その100枚の被害状況がわかるよう、撮影する。写真がない被災箇所については適用除外となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮っておいて下さい。

(例3) 豪雨の場合は特に被害状況が残りにくいため、注意して下さい。具体的には床上浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え工事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくいため、適用除外となることもあります。そのため、反り返りがわかるような平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部（サンプル程度）を残してください。

### 3 災害復旧費の補助金について

1の災害復旧事業対象予定リストを作成後、災害復旧費補助金の協議の事務手続きとなります。その留意点は、次のとおりです。

- ① 社会福祉施設等災害復旧費補助金の概要については、別添を参照下さい。  
(例として、高齢者分を添付していますが、児童、障害施設も基本的な内容は同じです)
- ② 対象施設は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受けた施設です。
- ③ 当該補助金は、基本的には、被災した建物を復旧するための補助金のため、備品等は対象となっておりません。  
なお、建物と一体的な設備（排水・給水設備・空調設備など）は対象となる場合があります。
- ④ 施設が水没した、屋根が破損したなど大規模な工事が予見される場合は、事前に当課にご連絡をお願いします。
- ⑤ 協議書の提出は、被災後30日以内となっておりますが、この期間での提出が難しい場合は、早めに当課にご連絡ください。
- ⑥ 協議書には、被災箇所が分かる図面、写真、見積書を添付いただけますようお願いします。  
(見積書は、できる限り、3者を添付下さい)
- ⑦ 協議後に実地調査（査定）を行いますが、この実地調査において補助対象であるか確定するため、それまで金額は固まりません。

#### 4 補助の流れについて

- (1) 被災
- (2) 関東信越厚生局へ、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書を提出
- ※ 協議書の提出は、被災後30日以内となっておりますが、この期間での提出が難しい場合は、早めに当課にご連絡ください。
- ※ 施設が水没した、屋根が破損したなど大規模な工事が予見される場合は、事前に当課にご連絡をお願いします。
- (3) 関東信越厚生局・関東財務局による実地調査（査定）
- ※ 実地調査に被災状況を証明できるよう、自治体から被災関係者へ連絡をお願いします。

(4) 交付申請

(5) 工事完了後、支払、確定

(参考)

○協議対象及び対象経費

対象施設	施設整備
① 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園	災害復旧費の所要額が40万円以上
② 保育所を除く社会福祉施設等	災害復旧費の所要額が80万円以上

※ 1か所の定義は、同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に存在するものを1か所という。

○ 対象

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた  
「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」  
(昭和 59 年 9 月 7 日蔵計第 2150 号) 別表 1 の施設